

○東京藝術大学における法人スポンサーシップ制度に関する要項

〔 令和8年3月26日
制 定 〕

(目的)

第1条 本要項は、東京藝術大学（以下「本学」という。）における法人スポンサーシップ制度（寄附会員制度）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 本要項において使用する用語の定義等は、次のとおりとする。

- (1) 「法人スポンサーシップ制度（以下「本制度」という。）とは、本学における学生の活動や教育研究環境へのサポートという主旨に賛同した法人又は団体から、一定額以上の寄附を受け入れる協賛制度をいう。
- (2) 「スポンサー」とは、本要項に基づき協賛が承認された法人又は団体をいう。
- (3) 「会費」とは、本制度に基づき本学における学生の人材育成及び成果発表に対する支援としてスポンサーから納付される賛助会費の呼称であり、東京藝術大学寄附金取扱規則（以下「規則」という。）に基づく「寄附金」として取り扱われる。
- (4) 本要項に基づく本制度への寄附申し込みは、規則第3条に定める審査を経たものと見なすこととする。

(スポンサーの種別)

第3条 スポンサーの種別は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 美術学部及び大学美術館に係るスポンサー
 - (2) 音楽学部及び藝大フィルハーモニア管弦楽団に係るスポンサー
- (会費の金額)

第4条 会費の金額は、次の各号に定めるいずれかとする。

- (1) 年間100万円
- (2) 年間300万円
- (3) 年間1,000万円

2 前項の規定によらず、運営会議が認めた場合、任意の会費額とすることができる。
(賛助開始及び取り止めの手続き)

第5条 本制度への入会を希望する法人又は団体は、第3条に定めるいずれかのスポンサー種別を選択し、所定の申込書を学長へ提出するものとする。

- 2 賛助を取り止めしようとする法人又は団体は、1ヶ月前までに学長に届出するものとする。
- 3 前2項に係る賛助開始及び取り止めについては、運営会議で審議し、決定するものとする。
- 4 賛助開始に係る承認を得た企業又は団体は、所定の会費額を速やかに納める。
- 5 賛助を取り止めた場合であっても、会費は返還しないものとする。

(スポンサーの資格)

第6条 本制度への入会を希望する法人又は団体は、運営会議の承認を受けた日の翌月1日から起算して12ヶ月間についてスポンサーとしての資格を有し、以後、

1年ごとに確認のうえ更新を行うものとする。

(会費の使途)

第7条 会費は、本学における人材育成や成果発表など、未来を担う学生の活動や教育研究環境の充実に要する経費に充てるものとする。

2 前項の使途及び使用額については、運営会議において決定するものとする。

(運営会議)

第8条 本学に、本制度に係る運営会議を置く。

2 第3条第1号に定めるスポンサーに係る運営会議については、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 美術学部長

(2) 大学美術館長

3 第3条第2号に定めるスポンサーに係る運営会議については、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 音楽学部長

(2) 演奏芸術センター長

3 各運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 賛助開始及び取り止めの承認に関すること

(2) 会費の使途及び使用額に関すること

(3) スポンサーに対する特典に関すること

(4) スポンサーに対する事業報告に関すること

(5) その他本制度の運営に関すること

(スポンサーに対する特典)

第9条 スポンサーには、承認を受けた日の翌月1日から起算して12ヵ月間について、別表に定める特典を提供するものとする。

2 前項の規定によらず、各運営会議は、任意の特典を提供することができる。

3 本制度に基づく寄附金については、東京藝術大学特定寄附者顕彰銘板取扱要項に定める顕彰内容の対象としない。

(事業報告)

第10条 各運営会議は、毎年度、会費の使途及び特典の提供に関する報告をスポンサーに対して行うものとする。

(事務局)

第11条 本制度の運営等に係る事務は、関係部局事務部の協力を得つつ経営改革プロジェクト課において処理する。

(雑則)

第12条 本要項に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和8年3月26日から施行する。

別表

○美術学部及び大学美術館に係るスポンサーに対する特典・顕彰

		寄附金額(年会費)		
		100万円以上 300万円未満	300万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
特典・ 顕彰内容	学内に設ける「スポンサー表示板」への企業名掲載	表示サイズ・小	表示サイズ・中	表示サイズ・大
	特定の展覧会に係るチラシやWebサイトへの企業名等の掲載	対象の展覧会のうちのひとつで企業・団体名を掲載	対象の展覧会のすべてで企業・団体名を掲載	対象の展覧会のすべてで企業・団体名及びロゴを掲載
	内覧会または夜間開館への招待	年1回・5名以内	各回10名以内	各回20名以内
	特別鑑賞会・講演会・交流会等への招待	—	本学において設計・実施する特定のイベントへの招待	各スポンサーとの個別相談の上、内容を設計・実施

○音楽学部及び藝大フィルハーモニア管弦楽団に係るスポンサーに対する特典・顕彰

		寄附金額(年会費)		
		100万円以上 300万円未満	300万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
特典・ 顕彰内容	学内に設ける「スポンサー表示板」への企業名掲載(掲示式)	表示サイズ・小	表示サイズ・中	表示サイズ・大
	特定の演奏会に係るチラシやWebサイトへの企業名等の掲載	対象の演奏会のうちのひとつで企業・団体名を掲載	対象の演奏会のうち3回で企業・団体名を掲載	対象の演奏会のすべてで企業・団体名及びロゴを掲載
	冠演奏会の開催	—	対象の演奏会のうち1回を賛助企業・団体の冠を付けて開催	対象の演奏会のうち2回を賛助企業・団体の冠を付けて開催
	ゲネプロまたはリハーサルへのご招待	年1回・3名まで	年3回・各回3名以内	各回3名以内
	特別演奏会(小編成)・講演会・交流会等への招待	—	本学において設計・実施する特定のイベントへの招待	各スポンサーとの個別相談の上、内容を設計・実施